

四日市市漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第44号

四日市市漁港管理条例の一部を改正する条例

四日市市漁港管理条例（昭和62年四日市市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(占有の許可等) 第12条 (略) 2及び3 (略) 4 第1項の占有の期間は、 <u>10年</u> を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めた場合はこの限りでない。	(占有の許可等) 第12条 (略) 2及び3 (略) 4 第1項の占有の期間は、 <u>1箇月（工作物の設置を目的とする占有にあつては1年）</u> を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めた場合はこの限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)